

平成 27 年 6 月 12 日

公立大学法人 都留文科大学
理事長 大谷 哲夫 殿

監 事

信 田 恵 三



監 事

青 山 伸 一



監 査 報 告 書

地方独立行政法人法第 13 条第 4 項及び第 34 条第 2 項並びに公立大学法人都留文科大学監事監査規程第 6 条第 1 項の規定に基づき、平成 27 年 6 月 12 日に公立大学法人都留文科大学の平成 26 年度における業務の執行について監査を実施したので、その結果を下記のとおり報告いたします。

記

1. 監査方法の概要

都留文科大学において役員及び関係職員から業務の執行状況について報告を受け、提出された監査調書等により監査を実施しました。帳票その他証拠書類の原本及び現物の照合確認並びに担当者からの概況聴取・質疑応答などの方法により実施いたしました。

会計監査については、財務諸表(貸借対照表、損益計算書、利益の処分に関する書類、キャッシュフロー計算書及び行政サービスコスト計算書)、決算報告書、平成 26 年度中における各月の合計残高試算表、総勘定元帳、残高証明書などを確認するとともに、事業年度内の特徴ある取引については、関係書類・帳票等の提示を求め、関係部署の担当者から説明を聞くなどの手続きを実施して会計監査を行いました。

業務監査については、平成 26 年度事業報告書の内容について検討し、中期計画に掲げられている 190 項目に対応した年度計画 289 項目の達成状況等を中心に、監査を実施しました。

2. 監査結果の概要

- (1) 業務の執行は、適正に行われていると認める。
- (2) 財務諸表は、法人の財政状態及び運営状況等を適正に表示しているものと認める。
- (3) 事業報告書は、法人の業務運営状況を正しく示しているものと認める。

- (4) 決算報告書は、予算の区分に従って、決算の状況を正しく示しているものと認める。
- (5) 理事長、副理事長、理事の業務執行に関しては、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する事実は認められない。なお、理事長、副理事長と法人との間には利益相反取引は認められない。

3. 是正又は改善を要する事項

(1) 業務監査

- ① 年度計画に対する「達成度」が、昨年度「1」及び「2」の低評価の項目について、今年度改善が見られないため、その原因分析を行い、改善に向けての努力が望まれる。
- ② 入学試験の受験者数について、昨年度より 200 名程増加し大きく改善が見られるが、さらに受験生へのアンケートを実施し、本学を知った理由等を調査し、広報活動に反映させていく必要がある。
- ③ リスクマネジメントへの対応として、労働安全衛生に関する安全管理・事故防止対策について早急に検討を始めること。また、個人情報保護体制についても関係諸規程等を速やかに整備することが望まれる。
- ④ 改善方法がない項目については、そのまま評価をするのではなく、大学側としてやるべき事はしたという事に対して評価することが望ましい。

(2) 会計監査

- ① 今年度、中期目標期間の最終年度で、特殊な処理ではあるが適正であった。今後、都留市への積立金の納付及び、次期中期目標へ繰越し申請を行う場合は適正に行う事。
- ② 財務諸表の貸借対照表に寄附金債務として計上されている、1,000 万円の寄附金について、使用目的が創立 60 周年事業に使用となっているため、寄付金の収益化処理など平成 27 年度の処理を適正に行うこと。
- ③ 少額備品の管理について、前年度からの指摘事項であったが、エクセルシートで管理しシール貼付など処理はされており評価はする。しかし、エクセルシート記載後の調査が行われていない。定期的に棚卸調査を行うなど状況についてきちんと把握しておく必要がある。

以 上